

○ 議事日程(第5号)

- 1 議案第48号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第50号 山ノ内町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 3 議案第51号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第52号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第53号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算(第5号)
- 6 発委第5号 山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 7 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 8 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 9 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 10 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり(11名)

2番	白鳥金次君	9番	山本光俊君
3番	山本岩雄君	10番	西宗亮君
4番	湯本晴彦君	11番	小林克彦君
6番	布施谷裕泉君	12番	徳竹栄子君
7番	高田佳久君	13番	高山祐一君
8番	渡辺正男君		

○ 欠席議員次のとおり(なし)

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 小林元広 議事係長 田村英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長 竹節義孝君 副町長 増田隆志君  
教育長 柴草隆君 会計管理者 小林一夫君

総務課長	小林 広行 君	税務課長	常田 和男 君
健康福祉課長	大塚 健治 君	農林課長	鈴木 隆夫 君
観光商工課長	湯本 義則 君	建設水道課長	山本 和幸 君
教育次長	宮崎 弘之 君	消防課長	湯本 睦夫 君
危機管理課長	町田 昭彦 君		

---

(開 議)

(午後 2時00分)

**議長(高山祐一君)** 本日は、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は11名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

会議に先立ち、皆様に悲しいお知らせをしなければなりません。

既に皆さんご存じのことと思いますが、去る12月8日、5番 望月貞明議員が心不全のため、急逝されました。あまりにも突然のことであり、いまだに信じられない思いであります。

望月貞明議員は、平成23年に当選以来、広報常任委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長などを歴任され、町政発展に尽くされました。穏やかな人柄で、誰からも親しまれた望月貞明議員を失ったことは、誠に残念であり、痛惜の念に堪えません。

つきましては、故望月貞明議員のご冥福をお祈りし、この場で黙禱をささげたいと思います。皆さん、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙禱)

**議長(高山祐一君)** 黙禱を終わります。

ご着席ください。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

**町長(竹節義孝君)** 本会議前の貴重な時間を割いていただき誠にすみませんが、私のほうから2件についてご報告申し上げます。

まず、1件目は、去る12月8日、望月貞明議員の突然の訃報に大変驚くとともに、議員任期も残されており、議会でも現在、社会文教常任委員長の要職にあり、誠に残念であります。

12月3日の一般質問でのやり取り、そして、12月6日の議会本会議における議案審議、それぞれ昨日のことにように思われますが、改めて故人をしのび、ご冥福をお祈り申し上げます。

合掌。

あわせて、望月議員のご逝去により、議員定数14名のところ、3名欠員のため、公職選挙法に基づき補欠選挙を行うこととなりますが、山ノ内町選挙管理委員会において、来年1月25日告示、1月30日投票とお決めいただきましたので、補正予算の必要性が生じました。急のことであり、年末年始を挟むことから、補正予算は専決で対応しますことをご報告させていただきます。

次に、2点目は、18歳以下の子供への10万円相当の給付について、13日、衆議院予算委員会で、岸田総理大臣は年内の現金一括給付容認への転換する方針を表明されました。町としては、国の方針どおり、今まで年内5万円現金給付、残り5万円はクーポン給付ということで準備を進めておりましたが、国の方針転換に伴い、年内に一括現金給付することにいたしました。

支給日は12月28日、約550世帯、1,122人の該当者ですが、早急に（株）電算と事務手続を進め、5万円支給を10万円支給の通知の発送を行うよう準備を進めていきたいと思ひます。

なお、一部の高校生、公務員の児童手当受給者、新生児は後日申請していただくことになりまふ。国の急な方針転換により、即対応するため、補正予算を専決させていただきたいと思ひまふ。

以上2件、本会議終了後、議会全員協議会において、急なため、十分な資料はございませんが、概要の報告をさせていただきたいと思ひまふので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

**議長（高山祐一君）** これより本日の会議を開きます。

---

**議長（高山祐一君）** 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、12月10日の議会運営委員会に、町側から1件、議会側から6件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

---

**1 議案第48号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について**

**2 議案第50号 山ノ内町空家等対策の推進に関する条例の制定について**

**議長（高山祐一君）** 議事に入ります。

日程第1 議案第48号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第

2 議案第50号 山ノ内町空家等対策の推進に関する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの2議案につきましては、去る12月6日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇）

**総務産業常任委員長（湯本晴彦君）** 4番 湯本晴彦。

それでは、議案審議の経過と結果を報告したいと思います。

議案第48号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和3年12月14日

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一 様

総務産業常任委員長 湯 本 晴 彦

1. 委員会開催月日 令和3年12月7日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審査議案

(1) 議案第48号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第50号 山ノ内町空家等対策の推進に関する条例の制定について

(以上2件、令和3年12月6日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第48号、議案第50号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

補足の説明をさせていただきます。

まず、議案第48号ですけれども、今回の組織条例の一部改正は、国のデジタル庁設置によりDX推進計画を基本とするデジタル化社会を目指す国の方針に沿って、当町でもデジタル化を推進していくためにDX推進室を設けること、それと、これまで健康福祉課に付設されていた消費生活相談室を危機管理課へ移すということであります。

まず、消費生活相談室について説明します。

健康福祉課の住民環境係で所管していた交通安全、消費者行政、防犯、公害に関する業務、いわゆる警察関係のものを危機管理の一部として危機管理課にまとめることで、業務を掌握しやすくします。その流れの中で、消費生活相談室も健康福祉課から危機管理課へ移設するということです。ここに関しては特に委員会では意見は出ませんでした。

次に、DX推進室ですが、新たに行政手続のデジタル化などを推進していくということですが、具体的には各種手続の電子申請や印鑑の省略などが挙げられます。ただ、ここに関しては国でも県でもまだ研究中という段階で、今後具体化されていくということでした。来年4月から設置ということで、そこに向けて現在詳細を詰め、人の募集も始めております。

今回の審査では、デジタル化を推進していくということで、情報漏えいなど、慎重に進めるべきという意見もありましたが、今後の時代の流れとともに、町としても住民サービスの向上と事務効率の向上を推進していく点、また、DX推進室設置は普通交付税にも算入されることから、財源としても確保できるという点からも、委員会では全会一致で可決すべきものとなりました。

続いて、議案第50号についての補足説明をさせていただきます。

山ノ内町空家等対策の推進に関する条例は、国の空家対策特措法で規定していない部分を条例で規定することによって、特に危険空き家での緊急安全措置をできるようにする条例であります。

主なポイントは3点です。

1点目、所有者が確知できない場合や連絡を取っている時間がないというときの緊急な場合などに緊急安全措置を施すことができるようになります。また、同意がなくてもできるようにするという点です。

2点目、緊急安全措置に要した費用を請求できるようにもなります。

3点目、所有者が不明、相続人が明らかでないなどのとき、財産管理人の選任の手続きができません。

審査では、かかった費用を請求しても結局回収することができず、不納欠損になるおそれがあるのではないかという意見もありました。また、本来ならば、平成31年の山ノ内町空家等対策計画ができた段階で条例をつくるべきで、もっと早く制定すべきではなかったのかという意見もありました。また、それ以上に大事なことは、空き家が危険になる前に行政指導をしていくなど、予防的に動くことをきちんとすべきだという意見もございました。

ただ、この条例によって、緊急安全措置や行政代執行が可能になり、空き家対策ができるという意味で一步前進というところで、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

審査経過に関しては以上です。

皆様のご賛同をお願いいたします。

**議長（高山祐一君）** これより、委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。  
議案第48号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第48号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第48号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（高山祐一君）** 起立全員です。

したがって、議案第48号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第50号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第50号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第50号 山ノ内町空家等対策の推進に関する条例の制定については、総務産業常任委員長報告のとおり可決されました。

3 議案第51号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

4 議案第52号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第3 議案第51号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4 議案第52号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議案とします。

ただいまの2議案につきましては、去る12月6日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、副委員長から審査の報告を求めることにします。

白鳥社会文教常任副委員長、登壇。

（社会文教常任副委員長 白鳥金次君登壇）

社会文教常任副委員長（白鳥金次君） 2番 白鳥金次。

それでは、常任委員会の報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和3年12月14日

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一 様

社会文教常任副委員長 白 鳥 金 次

1. 委員会開催月日 令和3年12月7日

2. 開催場所 第3・4委員会室

3. 審査議案

(1) 議案第51号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第52号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

（以上2件、令和3年12月6日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第51号、議案第52号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、若干審査内容について説明をさせていただきます。

議案第51号については、今回の条例の一部改正は、平成26年、内閣府令第39号の一部改正に

に伴い、特定教育・保育施設等が記録作成する書面について、電磁的記録、コンピューターでの処理される記録で、ハードディスク、CD、DVDなどに蓄積されるもので事務処理が可能となった改正です。そのため、町においても保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の事務負担軽減と、また保育所を利用する保護者の利便性向上が可能となるということです。委員会で採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号については、令和4年1月1日に産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなります。社会保障審議会（医療補償部会）において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額については42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されました。この改正に伴い、当町におきまして、山ノ内町国民健康保険条例の出産育児一時金の支給額、加算額の上限を定め、山ノ内町国民健康保険条例施行規則において加算額を改めるものです。委員会において採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

**議長（高山祐一君）** これより、副委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第51号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第51号を採決します。

本案に対する社会文教常任副委員長の報告は可決であります。

議案第51号を副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（高山祐一君）** 起立全員です。

したがって、議案第51号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任副委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第52号を採決します。

本案に対する社会文教常任副委員長の報告は可決であります。

議案第52号を副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長（高山祐一君）** 起立全員です。

したがって、議案第52号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任副委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 5 議案第53号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）

**議長（高山祐一君）** 日程第5 議案第53号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

**町長（竹節義孝君）** 議案第53号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

当該補正は、原油価格の高騰に対する緊急支援対策として、住民税非課税の高齢者のみの世帯へ福祉灯油助成券1万円分を支給するための費用と、令和3年11月19日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急対策の一環として、子育て世帯への臨時特別給付事業10万円のうち5万円分に係る経費について早急に事業執行していくために、事業に係る歳入歳出予算の補正を行うものであります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ8,563万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ79億1,868万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

**議長（高山祐一君）** 総務課長。

**総務課長（小林広行君）** [議案に基づく補足説明]

**議長（高山祐一君）** 議案第53号について、質疑を行います。

8番、渡辺正男君。

**8番（渡辺正男君）** 8番、渡辺正男です。

今回、連日、国会の中継も見させていただいて、すったもんだの末に二転三転の中で、10万円、年内一括給付というのを容認するというような岸田首相の答弁もありました。ネット等で見ますと、やっぱりオール全て10万円現金でという人が93%、5万円、5万円でクーポン券、半分、これを望む人というのは0.8%しかいないわけですね。

先ほどの冒頭で町長からご説明あったように、町も急遽対応されるということですが、今回、

この5号補正で先行給付というようなことで、5万円分の補正だと思うんですが、これちょっとお聞きしておきたいのは、先ほど、約550世帯にというような話がありました。28日までに給付ということですので、何日付で補正予算の専決ですけれども、出される予定なのか。それから4ページの下のところ、需用費、役務費、かかっていますが、5万円、5万円で分けた場合の手数料と一括になった場合の手数料、これは変わらずにやれるのかという点と、それから、ホームページ等を見ますと、既にチラシ等も出ておりますし、はがきの発送も、何か12月8日というふうにホームページでは書かれていましたけれども、その辺の対応を今後どうされるのか、その辺についてご説明をお願いしたいと思います。

**議長（高山祐一君）** 総務課長。

**総務課長（小林広行君）** お答えいたします。

総務課の立場として、まず、質問の中にあつた専決の期日につきましては、本日12月14日ということで、今日には当然間に合わないんですけれども、できるだけ早くしないと事務手続が間に合わないということから鑑みまして、今の予定ですと、16日にも専決をさせていただきたいという、そういう今の予定でございます。

なお、事業の内容については、健康福祉課長のほうで答弁をお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

**議長（高山祐一君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（大塚健治君）** お答えいたします。

まず、振込の手数料の関係であります。5万円から10万円に増額した部分で、1件当たり振込の関係については、これは変わらないという認識で現在おります。ただ、現在、電算とも、システムの関係、調整しなくては、5万円を10万円に直す、そういった手だての関係等ございまして、こちらのほうにやはりお金がかかる予定でありますが、これが約17万円ぐらいかかるんじゃないかなという概算の見積りではありますが、そういったものが追加でかかってくるというふうな認識でおります。

また、既に事務手続を進めております、はがき等でやっている部分ですけれども、こちらのほうは既にホームページでも5万円というような形で出ているわけですが、今日、町長のほうから年内に支給ということで決定いただきましたので、今後その辺の事務を進めていくに当たり、支給通知のほうで5万円というのは10万円と読み替えてくださいということで、できるだけ最小限の経費でいけるよう努力したいということですが、若干その辺のところ、今度、申請を受け付ける部分が高校生の分と公務員の分があるわけですが、こちらの事務については、若干遅れぎみになると思いますけれども、1月の末に支給できるようにできるだけ努力したいというふうに考えております。

以上です。

**議長（高山祐一君）** 11番、小李克彦君。

11番（小林克彦君） 先ほど、町長が専決の5万円プラスの件の話がございましたので、ここで質問、質疑してもいいのかどうか分かりませんが、本来は定額給付金10万円の二の舞はしないということで、国は5万円は現金給付、5万円はクーポン券で、子供に直接届くようにするということがあったと思うんですね。ところが、多額の経費がかかるという理由から、急転直下、両方認めるということで、今も今日の予算委員会のやり取りを見ていますと、全てが10万円現金給付じゃなくて、当初の計画どおり5万円はクーポンということで、地元消費と、それから子供に届くようにというように分かれて、市町村はいるようです。

その中で、我が町が10万円の一括給付というふうに踏み切られた理由をお尋ねします。

議長（高山祐一君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 今まで町のクーポン券、やっておりましたけれども、一部の業種に偏っているということがまず1点ございます。それから、今回は町独自じゃなくて、日本中が国の補助制度としてやるということでございますので、それぞれのご家庭が自分の使いやすいようにお使いいただくということが、よりいいのではないかなというふうに思いました。

例えば、心配するのは、中にはたんす預金しちゃう人もいるかもしれないし、町外でお買い求めになるかもしれません。そういうこともあるかもしれませんが、しかし、国から来る日本中のそうした子供たちに対しての給付金の10万円ということになりますので、やっぱり二重の手続を経たり、それよりも現金で一括いただいたほうが、先ほど渡辺議員もおっしゃっていましたが、大方の皆さんは現金のほうがいいというのが現状だというふうに思いますので、あえて、それと事務作業がもう二重になると、本当に経費も手間も全く違いますので、ここで一括、できるだけ早く、それぞれのお子さんに届くようにということで、思い切って12月28日に支給できるように、事務作業がまだいろいろと電算との調整だとか、通知の内容とか、いろんなのはありますけれども、そこは今朝も職員のほうに何が何でもそれは間に合わせて、皆さんが年末年始をこの10万円を入ったことによって安心してお過ごしできるような、そういうことにしてほしいということで職員のほうへ指示したところでございますので、ぜひ、有効にこれをご活用いただければありがたいなと思っています。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第53号を採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第53号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

## 6 発委第5号 山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長（高山祐一君） 日程第6 発委第5号 山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

布施谷議会運営委員長、登壇。

（議会運営委員長 布施谷裕泉君登壇）

議会運営委員長（布施谷裕泉君） 6番 布施谷裕泉です。

発委第5号 山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

当議会は、「山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則」を、別紙のように制定するものとする。

令和3年12月14日提出

山ノ内町議会運営委員長 布施谷 裕 泉

令和3年12月 日議決

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一

改正内容を朗読いたします。

### 山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則

山ノ内町議会会議規則（昭和62年山ノ内町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由でありますけれども、今回の改正は昨今の社会情勢を勘案し、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

以上です。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

**議長（高山祐一君）** 質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（高山祐一君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（高山祐一君）** 異議なしと認めます。

したがって、発委第5号 山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

---

7 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

8 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

9 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

10 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

**議長（高山祐一君）** 日程第7から日程第11までの5件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長小林元広君議題を朗読する。）

**議長（高山祐一君）** 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長、副委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（高山祐一君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は、各委員長、副委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

議長（高山祐一君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

---

議長（高山祐一君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は11月30日から本日までの15日間の会期でありましたが、補正予算7件、条例の制定5件、契約締結1件など、多くの重要案件が慎重に審議されました。

また、一般質問では6名の議員が登壇され、新型コロナウイルス感染症の対応や農業・観光振興、学校教育など、町行政に対し、様々な観点から活発な論戦を展開していただきました。町長はじめ、理事者、管理職各位におかれましては、真摯な対応をもって審査・審議にご協力、あるいはご答弁をいただいたことを改めて感謝申し上げます。

なお、一般質問や委員会が出されました意見や提言につきましては、今後の行財政運営や予算執行に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

議員各位には円滑なる議会運営のため、格別なるご理解、ご協力を賜り、本定例会がここに閉会を迎えることができますことに心より感謝申し上げます。

当町の新型コロナウイルス感染症の状況は落ち着いておりますが、オミクロン株という新たな脅威も心配されるところであります。しかしながら、早い段階での降雪もあり、この冬は各スキー場、温泉街もにぎわいが戻ることを切に願うものであります。また、2月には北京冬季オリンピックが開催され、クロスカントリースキーで馬場直人選手の出場がほぼ確実視されております。当町からは2002年、ソルトレークシティー冬季オリンピックの堀米光男選手以来20年ぶりのオリンピックであり、パブリックビューイング等も予定されておりますので、出場が決まった折には町民の皆様と共に熱い応援をしたいと思います。

結びに、年の瀬を迎え、いよいよ寒さ厳しい時候となつてまいります。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛いただき、ご家族一同、ご健勝で希望に満ちた新しい年を迎えられますよう心よりご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

---

議長（高山祐一君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 令和3年第5回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、11月30日から15日間の会期中で、一般会計、特別会計、企業会計の補正予算、一部改正条例の制定等の審議、また2日間の一般質問では、新型コロナウイルス感染症関連、学校教育や観光、農業の振興などについて活発なご議論をいただき、また、ご提案いただきました案件につきましては全て原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

12月4日、志賀高原統一スキー場開き祭、12月11日、北志賀高原統一スキー場開きが行われ、

今シーズンの安全や多くのスキーヤーに訪れていただくよう祈願されました。町としても観光立町として、とりわけ冬はトップシーズンになりますので、コロナが落ち着いているとはいえ、インフルエンザの流行や第6波の不安を抱えつつも、多くのスキーヤーや温泉客に訪れてほしいものです。そのため、コロナ対策に宿泊クーポン券、シャトルバス・リフト券補助など、業界と協力し、積極的に誘客を図ってまいります。

先ほどお認めいただきました国の子育て支援金の1人5万円の支援、最近の灯油高騰に伴い、高齢者や障がい者世帯などへの1万円の灯油券の発行など、必ずしも十分とは言えませんが、年内にお手元に届き、年末年始を安心してお過ごしいただけるように努めてまいります。

コロナが落ち着いてきたものの、各種団体での飲食の機会がほとんどない状態であり、信州版「新たな会食のすゝめ」での飲食を促進するよう、各区長等へ町長名で要請文を出しました。議員各位もできるだけそうした機会に参加し、町の社会・経済活動を支えていただきたいと思います。

観光庁の、2030年には訪日外国人6,000万人、消費額15兆円を目指す取組の上質な宿泊施設の開発促進事業に地主と協議の上、志賀高原11か所を要望したところ、ONSENガストロノミーで当町とお付き合いのある東京都市大涌井教授も含まれている有識者7名による上質な観光地整備実行チーム委員の助言や専門家の現地調査を経て、12月8日、4か所が候補地として選定されました。報道発表では長野県山ノ内町として公表されています。今後、開発事業者とマッチングを経て、上質な宿泊施設の誘致に向けて取り組んでまいります。

あと半月で新年を迎えます。昨年に引き続き、コロナに打ち勝ち、新年を祝い、元日の夜、志賀高原西館山山頂、湯田中渋温泉郷のやまびこ広場、北志賀高原すがかわグラウンドでニューイヤーパー花火を打ち上げますので、ぜひ、またご家族でお楽しみいただきたいと思います。

また、2月には北京オリンピックがごぞいます。当町の4月1日の東京オリンピックの聖火リレーの第1走者を務めていただいた馬場直人君が非常に有力だというふうにお聞きしておりますし、また、それに伴う応援の費用も予算でお認めいただきましたので、また、その節は積極的にご参加いただき、対応してまいりたいなというふうに思っております。

今年も残り僅かとなり、寒さも本格的になってまいりました。議員各位におかれましては、健康には十分ご留意いただき、穏やかな年の瀬、そして、希望に満ちた新年となりますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（高山祐一君） これにて令和3年第5回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。

（閉 会）

（午後 2時49分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員